

分量が異常に多いので、マネジメントの観点からは要件を全て前出しすることは避けるべきである。なお、構成要件につき、刑法総論で学んだ構成要件と刑法各論で学んだ構成要件の関係性について疑問に思う方もいると思われるが、刑法各論で学ぶ各犯罪の条文に記載されている要件≠刑法総論で学ぶ客観的構成要件(=ではなく≠なのは、偽造罪など主観的構成要件も条文上要件化している犯罪も存在するから。)という関係なので、基本的には条文文言に淡々とあてはめるだけ(なお、故意は各犯罪の条文上に条文文言として記載されていないので、条文文言の検討に加えて38条1項本文とともに一言言及すること。)で、殺人罪のように条文文言が淡泊ゆえに構成要件要素を分解しづらい(199条の「人を殺した」を実行行為、結果、因果関係に分解するのは難しい。)場合は総論型で書けばよいと思われる。結局、各犯罪の条文文言にあてはめれば、それすなわち客観的構成要件及び目的については主観的構成要件の一部を充足することに他ならないので、条文文言にあてはめた後に改めて総論型の実行行為、結果、因果関係に言及する必要はない。

- ⑤ : ④の各要件の意義に問題文の事実をあてはめる。あてはめの段階では事実を抽出して評価するわけだが、抽出のポイントはコピー&ペースト、評価のポイントは1事実1評価の原則、1事実群1評価の例外を守ることになる。
- ⑥ : ④でも述べたが、刑法は論じる量が非常に多いという特徴を有しているので、三段論法をベースにしつつ、メインとサブを峻別し、サブは三段論法を崩すといった工夫も必要となる。要は、事務処理力も採点項目に入っていることを意識しなければならない。

■ 刑法答案の型

1 総論（単独犯）の型

第1 甲の罪責

甲の～という行為につき、〇〇罪（刑法（以下、法令名省略。）〇条）が成立しないか。

1(1)ア 実行行為とは、〇〇罪の構成要件的结果発生の現実的危険性を有する行為を意味する。

イ 甲の上記行為は……なので、〇〇罪の構成要件的结果発生の現実的危険性を有するといえる。

ウ したがって、甲の上記行為は実行行為に当たる。

(2) そして、……という結果が発生している。

(3)ア では因果関係は認められるか。実行行為と結果の間に～の行為が介在していることから問題となる。

イ 規範

ウ あてはめ

エ 結論

(4) 加えて、～ので故意（38条1項本文）も認められる。

2 もっとも、甲の上記行為はAが襲ってきたことに起因する。そこで、正当防衛が成立し、違法性が阻却されないか。

(1) 「急迫」

(2) 「不正の侵害」

(3) 「自己又は他人の権利を防衛するため」

(4) 「やむを得ずにした」

(5) したがって、正当防衛が成立し（せず）、違法性が阻却される（ない）。

3 もっとも、甲は～である。そこで、責任能力が認められないのではないか。

(1) 規範

(2) あてはめ

(3) 結論

4 以上より、〇〇罪が成立する。

5 もっとも、甲は救急車を呼び、その結果Aは一命を取り留めている。そこで、中止犯が成立して必要的減免とならないか（43条ただし書）。

(1) 「犯罪を中止した」

(2) 「自己の意思により」

(3) 結論

6 罪数